

国立大学法人長崎大学及び同BSL4施設の感染症法に基づく厚生労働大臣指定について

経緯

- BSL 4（Bio Safety Level 4）施設とは、エボラウイルスなど、重い病気をもたらす病原体（一種病原体）を安全に取り扱うことができるよう高度に安全管理された施設のことであり、これまで、日本国内で感染症法に基づき厚生労働大臣からの指定を受けている施設は国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設の1カ所のみ。
- 平成28年11月に国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議において、長崎大学BSL4 施設を中核とした感染症研究拠点の形成を「国策として進める」ことを決定。
- これまで、国として、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」、「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」を開催し、長崎大学が実施する安全性の確保の確認等を実施。
- 令和6年11月中旬に厚生労働省において、長崎大学の施設が感染症法施行規則等の指定の基準を満たすことが確認され、政令改正等の必要な手続きを経て、令和7年1月24日に**厚生労働大臣が国立大学法人長崎大学を特定一種病原体等所持者として、また、国立大学法人長崎大学内の高度感染症研究センター実験棟（BSL4 施設）を特定一種病原体等所持施設として指定。**

今後の対応

- 今後、厚生労働省が感染症法に基づく特定一種病原体等所持者への**定期的な立入検査等を通じて監督・指導を適切に実施。**
- **特定一種病原体等を輸入又は譲り受けするためには、厚生労働大臣の指定又は承認が別途必要。**

【参考：厚生労働省HP】

報道発表：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_49297.html

感染症法に基づくBSL4施設の基準：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kijun_bsl4.html